

刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

刑法（明治四十年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（国民の国外犯）</p> <p>第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 第七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪）、第八十一条（強制わいせつ等致死傷）及び第八十四条（重婚）の罪</p> <p>六 十六（略）</p> <p>（国民以外の者の国外犯）</p> <p>第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。</p> <p>一 第七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、未遂罪）及び第八十一条（強制わいせつ等致死傷）の罪</p> <p>二 六（略）</p> <p>（懲役）</p> <p>第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上二十年以下とする。</p> <p>2（略）</p> | <p>（国民の国外犯）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 第七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪）、第八十一条（強制わいせつ等致死傷）及び第八十四条（重婚）の罪</p> <p>六 十六（略）</p> <p>（国民以外の者の国外犯）</p> <p>第三条の二（同上）</p> <p>一 第七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪）及び第八十一条（強制わいせつ等致死傷）の罪</p> <p>二 六（略）</p> <p>（懲役）</p> <p>第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上十五年以下とする。</p> <p>2（略）</p> |

(禁錮)

第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上二十年以下とする。

2 (略)

(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)

第十四条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とする場合には、その長期を三十年とする。

2 有期の懲役又は禁錮を加重する場合には三十一年にまで上げることができ、これを減輕する場合には一月未満に下げることができる。

(強制わいせつ)

第七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者

(禁錮)

第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上十五年以下とする。

2 (略)

(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)

(新設)

第十四条 有期の懲役又は禁錮を加重する場合には二十年にまで上げることができ、これを減輕する場合には一月未満に下げることができる。

(強制わいせつ)

第七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。

(新設)

は、前条の例による。

(集団強姦等)

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

(未遂罪)

第一百七十九条 第一百七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

第一百八十条 第一百七十六条から第七十八条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第七十六条若しくは第七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

(強制わいせつ等致死傷)

第一百八十一条 第七十六条若しくは第七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第七十七条若しくは第七十八条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

3 第七十八条の二の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(殺人)

第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(新設)

(未遂罪)

第七十九条 前三条の罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

第一百八十条 第七十六条から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第七十六条から前条までの罪については、適用しない。

(強制わいせつ等致死傷)

第一百八十一条 第七十六条から第七十九条までの罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

(新設)

(新設)

(殺人)

第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。

2

(略)

(強盗致死傷)
第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よつて、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。

2

(略)

(強盗致死傷)
第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第百五十七條の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限り。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。</p> <p>一 刑法第百七十六條から第百七十八條の二まで、第百八十一條、第二百二十五條（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十七條第一項（第二百二十五條の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）、若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）、若しくは第二百四十一條前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>・ （略）</p> <p>第百五十條 時効は、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。</p> <p>一 死刑に当たる罪については二十五年</p> <p>二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年</p> <p>三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年</p> | <p>第百五十七條の四 （同上）</p> <p>一 刑法第百七十六條から第百七十八條まで、第百八十一條、第二百二十五條（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十七條第一項（第二百二十五條の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）、若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）、若しくは第二百四十一條前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>・ （略）</p> <p>第百五十條 時効は、左の期間を経過することによつて完成する。</p> <p>一 死刑にあたる罪については十五年</p> <p>二 無期の懲役又は禁錮にあたる罪については十年</p> <p>（新設）</p> |

- 四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年
- 五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年
- 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年
- 七 拘留又は科料に当たる罪については一年

- 三 長期十年以上の懲役又は禁錮にあたる罪については七年
- 四 長期十年未満の懲役又は禁錮にあたる罪については五年
- 五 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪については三年
- 六 拘留又は科料にあたる罪については一年

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（組織的な殺人等）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を實行するため、当該組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。</p> <p>一（六）（略）</p> <p>七 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役</p> <p>八（十五）（略）</p> <p>二（略）</p> | <p>（組織的な殺人等）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一（六）（略）</p> <p>七 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは五年以上の懲役</p> <p>八（十五）（略）</p> <p>二（略）</p> |

暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第一条ノ二 銃砲又ハ刀劍類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>・ (略)</p> <p>第一条ノ三 常習トシテ刑法第二百四条、第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十五年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>(略)</p> | <p>第一条ノ二 銃砲又ハ刀劍類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>・ (略)</p> <p>第一条ノ三 常習トシテ刑法第二百四条、第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>(略)</p> |

刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）

改正案

別表（第二条関係）

| 保管記録の区分 | 保管期間 |
|--|---|
| 1 刑に処する裁判により終結した 被告事件の保管記録 (一) 死刑又は無期の懲役若しくは 禁錮に処する裁判に係るもの (二) 二十年を超える有期の懲役又 は禁錮に処する裁判に係るもの (三) 十年以上二十年以下の懲役又 は禁錮に処する裁判に係るもの (四) 五年以上十年未満の懲役又は 禁錮に処する裁判に係るもの (五) 五年未満の懲役又は禁錮に処 する裁判に係るもの (六) 罰金、拘留又は科料に処する 裁判に係るもの | 五十年 三十年 二十年 十年 五年 三年（法務 省令で定め るものにつ いては、法 務省令で定 める期間） |

現行

別表（第二条関係）

| 保管記録の区分 | 保管期間 |
|---|--|
| 1 刑に処する裁判により終結した 被告事件の保管記録 (一) 死刑又は無期の懲役若しくは 禁錮に処する裁判に係るもの (二) 十年以上の有期の懲役又は禁 錮に処する裁判に係るもの (三) 五年以上十年未満の懲役又は 禁錮に処する裁判に係るもの (四) 五年未満の懲役又は禁錮に処 する裁判に係るもの (五) 罰金、拘留又は科料に処する 裁判に係るもの | 五十年 二十年 十年 五年 三年（法務 省令で定め るものにつ いては、法 務省令で定 める期間） |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（共助刑の期間）</p> <p>第十七条 共助刑の期間は、次の各号に掲げる受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 外国刑（二以上あるときは、そのいずれか）が無期であるとき 無期</p> <p>二 前号に掲げる場合に該当しないとき 次のイ又はロに掲げる裁判国において当該外国刑の執行が開始された日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日。以下同じ。）から受入受刑者の拘禁をすることができる日とされる最終日までの日数（裁判国においてその執行としての拘禁をしていないとされる日数を除く。）の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間</p> <p>イ 裁判国において当該外国刑の執行が開始された日から三十年を経過する日までの日数を超えるとき 当該三十年を経過する日までの日数</p> <p>ロ 裁判国において当該外国刑の執行が開始された日から三十年を経過する日までの日数を超えないとき 当該最終日までの日数</p> <p>2 受入受刑者が二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらのすべて）の言渡しを受けた者である場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「三十年」とあるのは「十五</p> | <p>（共助刑の期間）</p> <p>第十七条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>イ 裁判国において当該外国刑の執行が開始された日から二十年を経過する日までの日数を超えるとき 当該二十年を経過する日までの日数</p> <p>ロ 裁判国において当該外国刑の執行が開始された日から二十年を経過する日までの日数を超えないとき 当該最終日までの日数</p> <p>2 受入受刑者が二十歳に満たないときに共助刑に係る外国刑（二以上あるときは、それらのすべて）の言渡しを受けた者である場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「二十年」とあるのは「十五</p> |

年「とする。」

年「とする。」